

長崎市公告第 9 7 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり取消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

その関係図書は、長崎市建築部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

- 1 整理番号
1 4 - 3 N - H 1 9 - 1
- 2 取消した指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 3 取消し年月日
令和 8 年 8 月 2 0 日
- 4 指定道路の位置
起点：長崎市赤迫 1 丁目 1 番地先
終点：長崎市赤迫 1 丁目 2 番 1 地先
- 5 指定道路の延長
3 1 . 0 メートル
- 6 指定道路の幅員
1 0 . 5 ～ 1 3 . 5 メートル